

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 174

事務事業名	面接相談員設置事業
-------	-----------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	福祉保健部		
課名	保護課		
課長名	辻 雅峰	内線	166
担当者名	川下 善文	内線	160

基本目標		健康でいきいきと暮らせるまち
政策	020401	暮らしのセーフティネットの充実
施策		低所得者の生活支援
関連施策		

会計	一般	
款	3	民生費
項	3	生活保護費
目	1	生活保護総務費
事業コード	030200	

事業類型	4	ソフト事業(任意)
個別計画		
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者)	誰(何)に対して事業を行うか 生活保護申請相談者		
意図	対象をどのような状態にしたいか 生活保護の面接相談時に、豊富な経験や他法関係の高度な知識を生かし、保護の適正実施に努める。		
事業概要	意図を達成するために実施することは何か ケースワーカー経験者を嘱託面接相談員として雇用し、生活保護の面接相談を実施し、相談者への適切なアドバイスを行う。		
事業期間	平成 19 年度 ~ 平成 年度	実施方法	直営、補助
根拠法令、要綱等			
国・県補助事業に係る本市単独施策	無		

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標	① 相談員の人数	計画値	1	1	1	1	
		実績値	1	1	1		
		達成度	%	100.0%	100.0%	100.0%	
成果指標	① 新規面接相談件数	計画値	520	400	327	242	
		実績値	300.0	305.0	269.0		
		達成度	%	57.7%	76.3%	82.3%	
活動指標	②	計画値					
		実績値					
		達成度	%				
成果指標	②	計画値					
		実績値					
		達成度	%				

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	2,255	2,255	2,255	2,256	2,256	2,256	2,256	0
国庫支出金	2,255	2,255	1,691	1,692	1,692	1,692	1,692	
県支出金								
地方債								
その他								
一般財源			564	564	564	564	564	
② 人件費(千円)	2,384	2,267	1,411	1,454	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	0.30	0.30	0.20	0.20	面接相談員の設置	面接相談員の設置	面接相談員の設置	
時間外勤務(時間)	0	0	0	0				
嘱託等人数(人)	0.00	0.00	0.00	0.00				
フルコスト(①+②千円)	4,639	4,522	3,666	3,710				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

事業の進捗状況 昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	相談者にとって相談しやすい環境となっているよう心がけており、適切な面接相談を行っている。また、ケースワーカーは、家庭訪問や保護費の支給事務に集中することが出来るため、生活保護の適正実施にもつながっている。
事業が抱える問題・課題等	

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	他法等の幅広い専門知識による対応が必要であり、長期専任の必要性がある。						
妥当性	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	国・県の制度で市が窓口であるため、市の関与は必要である。						
有効性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	生活保護の新規面接業務は専門知識及び経験が必要とされるため、専門員を設置することにより業務の効率化が図られる。						
有効性	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	専門の面接相談員による面接を実施することにより、相談者の様々な問題に対処することが出来る。						
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり		該当なし	
	豊富な経験や他方関係の高度な知識を有する面接相談員を嘱託で雇用する必要があり、削減の余地はない。						
効率性	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし	

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性	現状維持	
--------	------	--

内容 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	面接相談員を配置することにより、数回にわたる面接を同一の者が行うことにより、相談者にとって相談しやすい環境となる。また、2回目以降の面接時間の短縮を図ることができ、相談者の利便性の向上にもつながっている。
効果 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	

1次評価	今後の方向性	現状維持		2次評価	対象外	今後の方向性
	終期設定				終期設定	
	意見等				内容	

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。